

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人チャリティー・アソシエーション(以下本法人という)の役員報酬並びに費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める役員とは、本法人の定款規程による役員をいう。

- (1) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬とは、法第2条第2項第1号で定める報酬であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、及び手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員報酬の対象者及び額については、定款第19条の規程に基づき、理事会の議決を経て理事長が定める。

- 2 当該役員には、理事会他会議等の出席に伴う交通費は支給しない。
- 3 役員報酬は、月俸を基本とする。
- 4 役員には、賞与は支給しない。
- 5 役員には、退職慰労金は支給しない。
- 6 役員報酬は、法令に基づき報酬から控除すべき額を控除してその残額を支給する。
- 7 無報酬の役員について、理事会他会議等の出席に於いては交通費を含む日当見合を支給する。

(費用)

第4条 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、この請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成20年1月24日より適用する。

平成21年2月12日改訂

平成22年11月12日改訂

平成25年4月24日改訂

平成26年10月10日 定款変更認証に伴う法人名変更

給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、職員の給与に関する事項を定める。

2. 嘱託社員、アルバイト、パート職員については、別途契約書で定める。

(給与の構成)

第2条 給与の構成は次のとおりとする。

- 賃金
- 1) 本給
 - 2) 時間外勤務手当
 - 3) 通勤手当

(賃金の計算期間および締切日)

第3条 賃金は、当月1日から当月末までを当月分として計算する。

(賃金の支払日)

第4条 賃金は、毎月20日に支払うものとする。但し支払日が休日にあたる時は、その前日に支払う。

(非常時払い)

第5条 前条にかかわらず、職員またはその収入によって生計を維持する者が、次の各号の一に該当する非常の場合の費用に当てるために、職員から請求があったときは、既往の労働に対する賃金を直ちに支払う。

- 1) 出産のとき
- 2) 負傷または疾病のため費用を要するとき
- 3) 天災その他災害を被ったとき
- 4) 婚礼または葬儀の費用にあてるとき
- 5) やむを得ない事由により1週間以上帰郷するとき
- 6) 全各号のほかやむを得ないと認めたとき

(賃金の支払方法)

第6条 賃金は、職員の下承を得て本人が指定する金融機関の本人名義の預貯金口座へ振り込むものとする。

2. 職員は、所定の手続きにより給与の振込を受ける預貯金の口座を法人に届け出なければならない。

(賃金からの控除)

第7条 次に掲げるものは、賃金支払いの際控除する。

- 1) 法令で定めるもの
- 2) その他、書面により控除対象としたもの

(中途入退者の取扱い)

第8条 第3条の賃金の計算期間の中途において入所または退所した職員に対する日割賃金の支払いは、次の計算によって算定する。

日割計算額＝本給÷1ヶ月の平均所定労働日数(20)

日割支払額＝入所月または退所月の出勤日数×日割計算額

(退職時払い)

第9条 職員が死亡し、または退職した場合の未払い賃金は、次期賃金支払日に支払うものとする。但し、本人または遺族の請求があった場合は、請求日から7日以内に支払う。

2. 職員が死亡した場合の支払い済みの賃金については、返還請求は行わない。

(遺族の範囲)

第10条 前条に規定する遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条における相続権者および相続順位とする。

(休業手当)

第11条 職員が法人の責に帰すべき事由により休業した場合は、休業1日につき、平均賃金100分60以上を支給する。

第2章 賃金

(本給)

第12条 入所時の本給は、本人の学歴、前歴、経験年数、従事する職務を総合勘案して決定する。

2. 入所後の本給は、毎年1回考課評定を実施し、原則として毎年1回、4月にこれを定める。

(時間外勤務)

第13条 職員が就業規則第9条に定める時間外勤務をした場合は、時間外勤務手当を支給する。

2. 時間外勤務手当は残業手当、深夜勤務手当、休日勤務手当に分け、次の基準により支給する。

(1) 残業手当

① 所定労働時間を超えて法定内の時間外勤務をした職員に対し、次の計算により法定内時間外勤務手当を支給する。

1時間当たりの手当額＝本給÷1ヶ月の平均所定労働時間(143)×1.00

② 法定の就業時間を超えて勤務した職員に対し次の計算により時間外勤務手当を支給する。

1時間当たりの手当額＝本給÷1ヶ月の平均所定労働時間(143)×1.25

(2) 休日勤務手当

所定の休日に勤務した職員に対し、次の計算により休日勤務手当を支給する。

1時間当たりの手当額＝本給÷1ヶ月の平均所定労働時間(143)×1.35

(3) 深夜勤務手当

時間外勤務ないしは休日勤務を経て午後10時から午前5時までの深夜に勤務した職員に対し、次の計算により深夜勤務手当を支給する。ただし、本項の時間帯のみの深夜勤務の

場合には、本条第1号の時間外勤務手当を支給する。

1時間当たりの手当額＝本給÷1ヶ月の平均所定労働時間(143)×1.50(休日勤務の場合 1.60)

3. 時間外勤務は30分単位とする。

(通勤手当)

第14条 本人の住居から勤務事業所までの通勤距離が2kmを超える者に対して、最も経済的にして一般的な路線の1ヶ月の定期券購入に相当する金額を支給する。

2. 自家用バイク、自転車を利用する場合には、一律1ヶ月2,000円を支給する。

(ただし、距離が2kmを超えている場合)

3. 通勤区間の変更または退職する場合には、定期券の未使用部分精算に相当する金額を法人に返還することを要する。

4. 1ヶ月以上休職、休暇取得、欠勤の場合には、当該期間に応じて通勤手当を支給しない。

第3章 不就業の取扱い

(年次有給休暇の取扱い)

第15条 職員が、就業規則第10条に定める年次休暇を取得した場合には所定就業時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

(特別休暇および育児休業・介護休業の取扱い)

第16条 特別休暇および育児休業ならびに介護休業の賃金と出勤率の計算についての取扱いは、次のとおりとする。

| | 給与の取扱い | 出勤率の計算 |
|---------|--------|--------|
| ・慶弔休暇 | 有給 | 算入 |
| ・産前産後休暇 | 無給 | 算入 |
| ・妊娠中の休暇 | 無給 | 不算入 |
| ・生理休暇 | 有給 | 算入 |
| ・災害休暇 | 有給 | 算入 |
| ・公務公職休暇 | 無給 | 不算入 |
| ・育児休業 | 無給 | 不算入 |
| ・介護休業 | 無給 | 不算入 |

(欠勤の取扱い)

第17条 欠勤した日は、日割計算によって算出される日額を賃金から控除する。

(遅刻・早退控除)

第18条 給与の計算期間内の遅刻ならびに早退は、当該時間分を賃金から控除する。

なお、遅刻、早退控除は、その月における遅刻・早退の総時間数に1時間未満の端数がある場合は、その時間が15分未満のときは0とし、30分未満のときは15分とし、45分未満の

ときは30分とし、1時間未満のときは45分として計算するものとする。

(業務上の傷病による欠勤の取扱い)

第19条 業務上の傷病または通勤災害により欠勤した者が労働者災害補償保険法によって保険給付を受けるときは賃金を支給しない。

(休職期間中の取扱い)

第20条 休職期間中は、原則として賃金を支給しない。ただし、法人都合による休職の場合には、賃金の全額または一部を支給することがある。

(制定、改廃)

第21条 本規程の制定、改廃は理事長が立案し、理事会の決議を得るものとする。

附 則

本規程は、平成20年1月24日から適用する。

(平成19年12月25日理事会承認)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

| | | | |
|-----|------------------------------|------|-------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 チャリティー・アソシエーション | 事業年度 | H31年4月1日~R2年3月31日 |
|-----|------------------------------|------|-------------------|

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

| 収益源泉の内訳 | 金額 |
|---------|--------|
| 受取寄付金 | 5,000円 |
| 受取利息 | 1円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 5,001円 |

(2) 借入金の明細

| 借入先 | 金額 |
|--------|----|
| 該当事項なし | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 円 |

(3) その他

| |
|--------|
| 該当事項なし |
| |
| |

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

| 氏 名 | 寄 附 金 額 | 受 領 年 月 日 |
|--------|---------|-----------|
| 該当事項なし | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

| | |
|------------|---------------|
| 給与を得た職員の総数 | 左記の職員に対する給与総額 |
| 2人 | 1,850,000円 |

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

| 支出年月日 | 支出先の名称 | 所在地 | 寄附の目的等 | 支出した寄附金額 |
|-------|--------|-----|--------|----------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | | | | 該当事項なし |

7 海外への送金等に関する事項 (その金額が200万円以下の場合に限る。) [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

| 実施日 | 使 途 | 金 額 |
|-----|--------|-----|
| . . | 該当事項なし | 円 |
| . . | | 円 |
| . . | | 円 |
| . . | | 円 |
| . . | | 円 |

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

| | | |
|-----|--------------------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人チャリティー・アソシエーション | チェック欄 |
|-----|--------------------------|-------|

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

| 区 分 | 項 目 | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割 合 (②÷①) | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割 合 (④÷①) |
|-------|-----------------|-----|----------------------|--------------|---|--------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ㊸ | 31年4月1日～2年3月31日 | 6人 | 0人 | 0% | 0人 | 0% |
| ㊹ | 年 月 日～年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ㊺ | 年 月 日～年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ㊻ | 年 月 日～年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ㊼ | 年 月 日～年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ㊽ | 年 月 日～年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| 申 請 時 | | 人 | 人 | % | 人 | % |

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

| 各社員の表決権が平等である | ㊸ | ㊹ | ㊺ | ㊻ | ㊼ | ㊽ | 申請時 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい | はい | はい | はい | はい | はい | はい |
| | いいえ | いいえ | いいえ | いいえ | いいえ | いいえ | いいえ |

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
|---------------------------------------|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

| 項 目 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|------|--|---|
| イの各欄 | 区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。 | |
| ロの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。 | 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。 |
| ハの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。 | ① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| ニの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。 | |

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

| | | | | | | | | |
|--|------------------------------|----|---|---|---|---|---|-----|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 チャリティー・アソシエーション | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
| 役員数 | | 6人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | | 0人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数 | | 0人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 役員 の 内 訳 | | | | | | | | | | | |
|----------|----|----------|-----|--------|---|---|---|---|---|-----|-------------------|
| 氏名 | 住所 | 職名 | 続柄等 | 就任等の状況 | | | | | | | 就任・退任 年月日 |
| | | | | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 | |
| 小栗夏生 | | 理事長 | | ○ | | | | | | | 就任 H20. 1. 24 |
| 酒井常治 | | 専務 理事 | | ○ | | | | | | | 就任 H26. 7. 1 |
| 田淵六郎 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 就任 H24. 12. 27 |
| 加蒨康作 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 就任 H26. 9. 11 |
| 江戸良輔 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 就任 H26. 10. 17 |
| 小田陽一 | | 監事 | | ○ | | | | | | | 就任 H20. 1. 24 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

| 法人名 | 特定非営利活動法人チャリティー・アソシエーション | | |
|-----------|--------------------------|-------|------|
| 伝票又は帳簿名 | 左の帳簿等の形態 | 記帳の時期 | 保存期間 |
| 総勘定元帳 | 帳簿 (会計ソフト利用) | 随時 | 7年 |
| 現預金出納帳 | 帳簿 (会計ソフト利用) | 随時 | 7年 |
| 振替伝票 | 伝票 (会計ソフト利用) | 随時 | 7年 |
| 請求書・領収書綴り | バインダー | 随時 | 7年 |
| 仕訳日記帳 | 帳簿 (会計ソフト利用) | 随時 | 7年 |
| 給与台帳 | ルーズリーフ | 毎月 | 7年 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

| | | |
|-----|--------------------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人チャリティー・アソシエーション | チェック欄 |
|-----|--------------------------|-------|

| | |
|---|---|
| 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること | ○ |
| イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと | |
| ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと | |
| ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること | |
| ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること | |

イ

| 項目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
|--|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

ロ

| 項目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
|---|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

| 法人名 | 特定非営利活動法人チャリティー・アソシエーション | チェック欄 | | | | |
|--|---|--|----|--|----|-----|
| <p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p> | | ○ | | | | |
| <p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p> | | <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同意</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table> | 同意 | | する | しない |
| 同意 | | | | | | |
| する | しない | | | | | |
| イ | <p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p> | | | | | |
| ロ | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | | | | | |
| ハ | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | | | | | |
| ニ | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 | | | | | |
| ホ | <p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者(役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p> | | | | | |
| ヘ | 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し | | | | | |

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

| | |
|-----|--------------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人チャリティー・アソシエーション |
|-----|--------------------------|

認定基準等チェック表 (第6表)

| | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること | | | | | | チェック欄 |
| 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 | | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | |
| 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | |

認定基準等チェック表 (第7表)

| | | | | | | | |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分には違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと | | | | | | | チェック欄 |
| ○ | | | | | | | |
| 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無 | | | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 | |
| 有・ 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | |
| 注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。 | | | | | | | |

認定基準等チェック表 (第8表)

| | | | | |
|---|----------|-------|----------|-------|
| 8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること | | | | チェック欄 |
| 事業年度 | 月 日～ 月 日 | 設立年月日 | 平成 年 月 日 | |

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

| 法人名 | 特定非営利活動法人チャリティー・アソシエーション | チェック欄 |
|---|--------------------------|-------|
| 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 | | ○ |
| 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 | | |
| イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの | | |
| ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 | | |
| ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 | | |
| 二 暴力団の構成員等 ^(注2) | | |
| 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 | | |
| 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | | |
| 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 | | |
| 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 | | |
| 6 次のいずれかに該当する法人 | | |
| イ 暴力団 | | |
| ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | | |

| | | |
|---|---|----------------------------|
| 1 | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |
| イ | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input type="radio"/> 無 |
| ロ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input type="radio"/> 無 |
| ハ | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input type="radio"/> 無 |
| 二 | 暴力団の構成員等の有無 | 有・ <input type="radio"/> 無 |

| | | |
|---|-----------------------------------|-------------------------------|
| 2 | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 | はい・ <input type="radio"/> いいえ |
|---|-----------------------------------|-------------------------------|

| | | |
|---|---------------------------|-------------------------------|
| 3 | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・ <input type="radio"/> いいえ |
|---|---------------------------|-------------------------------|

| | | |
|------|--|-------------------------------|
| 4 | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 | はい・ <input type="radio"/> いいえ |
| 添付書類 | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 | |

| | | |
|---|---|-------------------------------|
| 5 | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 | はい・ <input type="radio"/> いいえ |
|---|---|-------------------------------|

| | | |
|---|------------------------|-------------------------------|
| 6 | 次のいずれかに該当する法人 | |
| イ | 暴力団 | はい・ <input type="radio"/> いいえ |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・ <input type="radio"/> いいえ |